

第一号様式

004 984 KT

681-119

【表紙】

【提出書類】

【根拠条文】

【提出先】

【氏名又は名称】

【住所又は本店所在地】



変更報告書 No. 2

法第27条の25 第1項

関東 財務局長 殿

弁護士 見富 冬男



東京都千代田区丸の内一丁目1番3号AIGビル11階
伊藤 見富法律事務所

【報告義務発生日】

平成16年 6月11日

【提出日】

平成16年 6月18日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】

3名

【提出形態】

連名

第1 【発行会社に関する事項】

発行会社の名称	イー・アクセス株式会社
会社コード	9427
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東証マザーズ
本店所在地	東京都港区虎ノ門三丁目8番21号 虎ノ門33森ビル

第2 【提出者に関する事項】

1 【提出者（大量保有者）／1】

(1) 【提出者の概要】

① 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（その他（リミテッド・パートナーシップ））
氏名又は名称	カーライル・アジア・ベンチャー・パートナーズ・ワン・エル・ピー (Carlyle Asia Venture Partners I, L.P.)
住所又は本店所在地	英領西インド諸島ケイマン諸島、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、 メアリ・ストリート、ピー・オー・ボックス 265GT、ウォーカー・ハウス (PO BOX 265GT: Walker House, Mary Street George Town, Grand Cayman, Cayman Islands)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	2000年5月10日
代表者氏名	シーアイピーイー・リミテッド (CIPA, Ltd.) (ディレクター、ダニエル・ダニエロ (Daniel D'Aniello))
代表者役職	ジェネラル・パートナー
事業内容	投資業務

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内一丁目1番3号A I Gビル11階 伊藤 見富法律事務所 弁護士 合田 久輝
電話番号	03-3214-6522

(2)【保有目的】

純投資

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項 本文	法第27条の23第3項 第1号	法第27条の23第3 項第2号
株券 (株)			
新株引受権証書 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株) ※1	B	7,722	H
新株予約権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券がポートフォリオ	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M	7,722	N
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (株) (M+N+O-P)	Q	7,722	
保有潜在株式の数 (株) (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R	7,722	
※1 内、旧新株引受権証券 (株)		7,722	

②【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成16年6月10日現在)	S 258,150
上記提出者の株券等保有割合 (%) ($Q/(R+S) \times 100$)	2.90
直前の報告書に記載された株券等 保有割合 (%)	7.02

(4)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年 月 日	株券等の種類	数 量	取得又は処分の別	単 価
平成16年6月11日	普通株式	10,858株	処分	510千円

(5)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当事項はありません。

(6)【保有株券等の取得資金】

①【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	0
借入金額計 (U) (千円)	0
その他金額計 (V) (千円)	0
	新株引受権は、新株引受権付社債として発行されており、発行価額ははありません。
上記 (V) の内訳	
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	0

2 【提出者（大量保有者）／2】

(1) 【提出者の概要】

① 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（その他（リミテッド・パートナーシップ））
氏名又は名称	カーライル・アジア・ワン・エル・ピー (Carlyle Asia I, L.P.)
住所又は本店所在地	英領西インド諸島ケイマン諸島、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、 メアリ・ストリート、ピー・オー・ボックス 265GT、ウォーカー・ハウス (PO BOX 265GT: Walker House, Mary Street George Town, Grand Cayman, Cayman Islands)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

② 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③ 【法人の場合】

設立年月日	2002年2月27日
代表者氏名	シーアイピーイー・リミテッド (CIPA, Ltd.) (ディレクター、ダニエル・ダニエロ (Daniel D'Aniello))
代表者役職	ジェネラル・パートナー
事業内容	投資業務

④ 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内一丁目1番3号A I Gビル11階 伊藤 見富法律事務所 弁護士 合田 久輝
電話番号	03-3214-6522

(2) 【保有目的】

純投資

3 【提出者（大量保有者）／3】

(1) 【提出者の概要】

① 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（その他（リミテッド・パートナーシップ））
氏名又は名称	シーアイピーイー・コインベストメント・エル・ピー （CIPA Co-Investment, L.P.）
住所又は本店所在地	英領西インド諸島ケイマン諸島、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、 メアリ・ストリート、ピー・オー・ボックス 265GT、ウォーカー・ハウス （PO BOX 265GT: Walker House, Mary Street George Town, Grand Cayman, Cayman Islands）
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

② 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③ 【法人の場合】

設立年月日	2000年3月8日
代表者氏名	シーアイピーイー・リミテッド（CIPA, Ltd.） （ディレクター、ダニエル・ダニエロ（Daniel D'Aniello））
代表者役職	ジェネラル・パートナー
事業内容	投資業務

④ 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内一丁目1番3号A I Gビル11階 伊藤 見富法律事務所 弁護士 合田 久輝
電話番号	03-3214-6522

(2) 【保有目的】

純投資

第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし。

1【共同保有者／1】

- (1)【共同保有者の概要】
- (2)【上記共同保有者の保有株券等の内訳】

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

- (1) Carlyle Asia Venture Partners I, L.P.
- (2) Carlyle Asia I, L.P.
- (3) CIPA Co-Investment, L.P.

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項 本文	法第27条の23第3項 第1号	法第27条の23第3 項第2号
株券 (株)			
新株引受権証券 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株) ※1	B	8,889	H
新株予約権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券バックラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M	8,889	O
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (株) (M+N+O-P)	Q	8,889	
保有潜在株式の数 (株) (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R	8,889	
※1 内、旧新株引受権証券 (株)		8,889	

(2)【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成16年6月10日現在)	S	258,150
上記提出者の株券等保有割合 (%) (Q/(R+S)×100)		3.33
直前の報告書に記載された株券等 保有割合 (%)		8.04

THIS POWER OF ATTORNEY is made the 21st day of October 2003.

BY: CIPA, LTD. along with the companies: Carlyle Asia Venture Partners I, L.P., Carlyle Asia I, L.P. and CIPA Co-Investment, L.P., Companies incorporated under the laws of the Cayman Islands whose registered office is at Walker House, P.O. Box 265GT, Mary Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands, British West Indies (the "Company").

WHEREAS the Company hereby appoints each of *Fuyuo Mitomi* and *Hisateru Goda*, attorneys-at-law, of Ito & Mitomi located at AIG Building, 11th Floor, 1-3, Marunouchi 1-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0005, as their attorney-in-fact, acting severally and not jointly and with full power of substitution, to represent each of Carlyle Asia Venture Partners I, L.P., Carlyle Asia I, L.P. and CIPA Co-Investment, L.P in connection with the preparation and filing of various notices referred to in Chapter 2-3 of the Securities and Exchange Law of Japan (the "Law") with regard to the holding of shares in eAccess Limited, to send copies thereof to the issuing company and the related Stock Exchanges in Japan and to undertake such other actions and procedures which each said attorney-in-fact considers necessary or desirable in connection with the compliance with said provision of the Law.

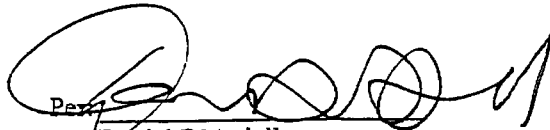
This Power of Attorney shall be effective and valid until midnight (Cayman Islands' time) on **March 31, 2004**, and it shall be deemed to be revoked on that date.

The undersigned has executed this Power of Attorney this 21st day of October, 2003.

IN WITNESS WHEREOF the Company has caused this Power of Attorney to be executed as a deed the day and year first above written.

Executed as a Deed by
CIPA, LTD.
in the presence of:

)
)

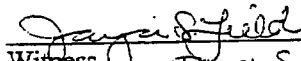


Per: Daniel D'Aniello
Director of CIPA, Ltd.

As general partner of:

Carlyle Asia Venture Partners I, L.P.
Carlyle Asia I, L.P.
CIPA Co-Investment, L.P

)
)
)

Witness 
Jacy S. Field

(訳文)

委任状

2003年10月21日

シーアイピーイー・リミテッドならびに英領西インド諸島ケイマン諸島、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、メアリ・ストリート、ピー・オー・ボックス 265GT、ウォーカー・ハウスに登記上の本店を有しケイマン諸島法に基づき設立されたカーライル・アジア・ベンチャー・パートナーズ・ワン・エル・ピー、カーライル・アジア・ワン・エル・ピーおよびシーアイピーイー・コインベストメント・エル・ピー（以下「当社」という。）は、

東京都千代田区丸の内一丁目1番3号AIGビル11階所在の伊藤見富法律事務所の弁護士である見富冬男および合田久輝の各氏を代理人に選任し、イー・アクセス株式会社株式の保有に関して日本の証券取引法第2章の3にいう諸報告・届出書等を作成および提出する件、その写しを発行会社および関連する日本の証券取引所に送付する件ならびに関連法規遵守のために必要または有益と各代理人が判断するその他の行為および手続を行う件に関し、カーライル・アジア・ベンチャー・パートナーズ・ワン・エル・ピー、カーライル・アジア・ワン・エル・ピーおよびシーアイピーイー・コインベストメント・エル・ピーのそれぞれを代理して各自単独で行為する権限を、副代理人選任の権限と共に付与する。

本委任状は2004年3月31日深夜0時（ケイマン諸島時間）まで有効とし、かかる日付で取り消されたものとみなされる。

下記署名者は、2003年10月21日に本委任状に署名した。

上記を証するため、当社は本委任状を証書として頭書記載の日付で作成した。

シーアイピーイー・リミテッド

[署名]

ダニエル・ダニエロ

シーアイピーイー・リミテッド ディレクター

下記の会社のジェネラル・パートナーとして

カーライル・アジア・ベンチャー・パートナーズ・ワン・エル・ピー

カーライル・アジア・ワン・エル・ピー

シーアイピーイー・コインベストメント・エル・ピー

[署名]

ジェイシ・エス・フィールド

証人

以上正訳いたしました

弁護士 合田 久輝

